

○財務省告示第四百四十号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平
 成二十二年三月二十三日に発行した割引短期国債
 の発行条件等を次のとおり告示する。
 平成二十二年四月七日

財務大臣 菅 直人

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	発行額	最低額面金	振替単位	発行行	償還期限
国庫短期証券（第九十四回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	日本銀行による借換えのための引受け	額面金額で一兆三千九十五億二千万円	千万円	千万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額によるものとす。	平成二十二年三月二十三日	平成二十三年三月二十二日 ただし、償還期が銀行休業日に た た だ し 、 償 還 期 が 銀 行 休 業 日 に
								額面金額百円につき九十九円八	
								額面金額百円につき九十九円八	

十 十 十
三 二 一

払 場 元 償
込 所 金 還
期 支 金
日 払 額

平 日 額 償 当
成 本 面 還 た
二 銀 金 金 る
十 行 額 額 を と
二 額 百 支 き
年 百 円 払 は
三 円 に う、
月 つ き その
二 百 円 翌
十 営
三 業
日 日
に